2024.10

改訂版

知っておきたい

働けなくなった ときのこと



P.3 働けなくなったら困ること P.5 具体事例について

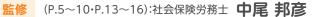
P.11 スミセイの **1UP † SP †** P.13 公的制度について

P.17 働けない状態とは?

あなたの未来を強くする











はじめに

今、元気に暮らしているあなた、 もしくはあなたの大切な人が

働けなくなってしまったら…

ご家族の生活はどうなると思いますか?





この「働けない状態」に対して

どう準備していくかを

考えておく必要があります。

働けなくなったときのことと その備えについて一緒に考えていきましょう。



「働けない状態」とは「仕事をすることができない」「家事をすることができない」状態のことです。

もくじ

「働けなくなったとき」のことを知ろう!

働けなくなったら

1番困ること

働けなくなった

具体事例

会社員 自営業者 主 婦

スミセイの 就労不能・介護保障

<u>1UP†SP</u>† とは? 働けなくなったときに 役立つ

公的制度

傷病手当金 障害年金

公的介護保険制度

働けないって

どんな状態?

⊅ P.3 **⊅** P.5

₽ P. 11

₽ P. 13

♦ P. 17

重い病気

大きなケガ

こころの病気

入院

などで

もしも働けなくなったら…



そう、1番困るのは収入が減ること。



でも、そんなときのために公的年金などの<a>「国からの保障」があるのでは? 収入が減っても公的年金などで補うことができるから、大丈夫? ■働けなくなったときの支出と収入のバランス(イメージ)

- ■介護サービス費
- 諸経費
 - ●リハビリ費 ●診察・治療費
 - ●通院交通費 ●介護·衛生用品代 等

介護•諸経費

生活費

支出

働けなくなると

介護サービス費【諸経費

がかかることも。 それが今の

生活費にプラスされて

支出となります。

国からの保障

支出と収入の バランスは

大丈夫?

国からの保障 のみで

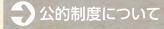
次ページからは働けなくなる具体的な事例と、そのときの支出と収入についてご紹介します。

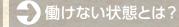














"働き盛り"を襲った脳梗塞。

IT企業で仕事をしているAさんは、働き盛りの46歳。昨年、管理職に昇格し多くの部下に慕われています。まだまだ若手には負けまいと、夜遅くまで働いたり不規則な生活になっていることも事実です。専業主婦の奥さまと、高校生の長男(17歳)、中学生の長女(13歳)と現在4人暮らし。長男は今年大学受験を控えています。マイホームのローン返済に加え、教育費のことも考えながら、老後に趣味の海外旅行を奥さまと満喫するため、貯蓄も始めた今日この頃です。

CHAPTER 1

身体の異変…脳梗塞を発症

数日前から歩きづらさを感じていたものの、仕事の疲れがたまっているのだと放っておいた矢先の出来事。会社の同僚と昼食をとっていたとき、Aさんに異変が。

急に口が閉まらなくなり食べ物がこぼれ落ちたのです。

向かいに座っていた同僚もAさんの<u>顔がゆがんでいる</u>のを見て、 驚いていました。

脳梗塞でした。

話すことができなくなったため、同僚が急いで 救急車を呼んで病院に搬送され一命は取り留 めましたが、4か月間の入院を余儀なくされ ました。



CHAPTER 2

そして、働けない状態に…

最初は立ち上がることもできなかったAさんですが、<mark>杖や手すりがあれば歩ける</mark>までに回復。 しかし、<u>しびれ</u>が残っており、両手とも自由に動かすことができず、<mark>スプーンを使った食事で</mark>



も介助が必要な状態です。仕事をすることは難しく、<mark>退職</mark>しました。

退職後も<u>リハビリ</u>は続き、それに<u>奥さまが付き添う</u>ことも少なく ありません。

また、滑り止め床への張替えなど住宅も大規模改修。

家のローンや教育費、老後にかかる費用、今後の生活設計は どうなってしまうんだろう…不安を募らせる奥さま。

「家族を守るために自分が働かなければ!」と思うものの、ご主人の介護と両立できるのか、悩んでいます。

そのとき、支出と収入はどうなる? [・費用の詳細はP.25 - 68数値の出典はP.26]



生活費·住居費

●生活費(出典①)

月額約 23.8万円

●住宅ローン(出典2)

月額約13.1万円

介護サービス費

月額約 1.0万円

介護サービス費●補助具レンタル費

諸経費

月額約 9.0万円

リハビリ費 ●診察・治療費 ●通院交通費 ●介護・衛生用品代 等

Aさんは公的介護保険制度の第2号被保険者。脳梗塞は支給の対象となる16種類の特定疾病のうちの1つなので かかった介護サービス費の1割が自己負担になります。 **◆** P.15参照

働けなくなったことで毎月約10万円の支出が上乗せされます。

総額約250万円

教育費

●教育費(出典❸)

(お子さま2人が) 総額 約 895万円

住宅改修費

●滑り止め床への張替え●浴室のリフォーム●玄関のバリアフリー化

働けなくなったとき一時的にかかる費用です。

Aさんが働けなくなったことで、一家 の支出は増え、収入は減少。 収支のバランスは崩れてしまい ました。





入院



喧害年金 2級に認定



収

支

出

元気なときの収入

●給与(手取り)(出典4)

月額約39.0万円

働けなくなったら「0円 | に…

傷病手当金

1か月あたり約 32.0万円

現在収入の**約2/3**が通算1年6か月 支給されます。 (→) P.13参照

障害年金(2級に認定)

9.1万円 (年額 約229.2万円)

会社員のため、【障害基礎年金】と 【障害厚生年金】が受け取れます。 (1) P.14参照 **障害年金**は収入保障としての現金給付、 公的介護保険は介護サービスを受ける ことができる現物給付。目的が異なる ため、両制度から給付を受けられます。

●本事例は労災認定となるまでの過重労働はなかったものとしています。

●
働けなくなったら困ること

具体事例について

スミセイの1UP†SP†

★ 公的制度について

■ 働けない状態とは?



若き自営業者、不慮の交通事故。

Bさんは、小さい頃から自営で飲食店を営むことが夢でした。

高校を卒業後、夢をかなえるために調理の専門学校に通い、人一倍努力を重ねました。

専門学校卒業後は1人暮らしを始め、飲食店で厳しい修業を積んだのち、晴れて自分のお店をオープン。

経営も軌道に乗り始め、数か月先まで予約で埋まる人気店となっています。

不慮の交通事故で人生が一変…

今日も夜遅くまで働き、達成感に浸りながら原動機付自転車で帰路 についていました。どんなに疲れていても運転の際にはいつも細心 の注意を払っています。

しかし事故は起こってしまいました…。いつもと同じ帰り道、右折 しようとしたところ直進車と交差点で衝突。

Bさんは、衝突の衝撃で両足や左腕を骨折。一瞬の出来事で何が 起きたか理解できませんでした。

救急車で搬送され2か月半 入院。せっかく軌道に乗り始め ていた飲食店は休業、予約も すべてキャンセルに。



CHAPTER 2

そして、働けない状態に…

事故後は1人暮らしは難しく、実家へ。Bさん のケガをきっかけに仕事を辞めた母親に 面倒をみてもらう生活です。来年還暦を 迎える母親にとって、介護は重労働であり、 身体的負担も相当なものなので、週に数回、 介護サービスを利用しています。



一方でBさんは、今まで当たり前にできていた動作ができない 自分に焦りを覚えながらも必死でリハビリに取り組んでいます。

その成果で、つたい歩き等、自分でできることは増えましたが 依然左腕はほとんど動かすことができず、飲食の仕事をするの は難しい状況です。

しかし、元々負けず嫌いのBさん。事故から半年後、職業訓練所に 通い始め懸命に社会復帰を目指しています。

そのとき、支出と収入はどうなる?

●費用の詳細はP.25●各数値の出典はP.26



家事代行費



生活費•住居費

●生活費(出典①)

月額約12.5万円(

●家賃(出典€)

月額約 6.9万円

介護サービス費

月額約 1.0万円

●介護サービス費 ●補助具レンタル費

諸経費

月額 約 2.9万円

●リハビリ費

(週3回・1回につき2時間の場合) 000

> 今は母親がBさんの介護に 専念していますが、両親が やがて年をとり、家事や介護 が困難になった場合、かかる かもしれない費用です。

月額約 8.1 万円

働けなくなったことで毎月約4万円の支出が上乗せされます。

働けなくなってからは実家で生活したため、生活費の自己負担は なくなりましたが…

本当は支えてくれている両親に生活費を入れたい…



就労

収

支

出

交通事故

入院

退院



障害年金 2級に認定

在宅介護



社会復帰を 目指す

元気なときの収入

●収入(出典⑥)

月額 約 23.0万円

働けなくなったら「0円 | に…

自営業の場合、事業そのものに直接影響することも 少なくありません。

傷病手当金

自営業の方が加入する 【国民健康保険】からは 支給されません。

◆ P.13参照

障害年金(2級に認定)

月額 6.8万円

(年額 81.6万円)

自営業のため、【障害基礎年金】

は「障害者総合支援法| に基づき市区町村が運営 する障害福祉サービス を受けられる場合があり ます。

お住まいの地域によって

●
働けなくなったら困ること

▲ 具体事例について

スミセイの1UP↑SP↑

△)公的制度について

➡ 働けない状態とは?



主婦の回帰性リウマチ、家事ができない状態に。

專業主婦のCさんは、銀行に勤務している夫(35歳)と、小学生の長女(7歳)と現在3人暮らし。

長女は今年から小学校に通い始めたため、最近では趣味の絵画教室に通ったり、友人とランチをしたりと 束の間の自分時間を楽しんでいます。

昔から健康には自信があったため、健康診断などはほとんど受けたことがありません。

回帰性リウマチを発症

朝起きたとき<u>両手首と指のこわばり</u>を感じつつも、いつものように絵画教室に出かけたある日のこと。<u>両手関節・首・肩の</u> 宿みで思うように絵筆を握ることができま

せんでした。

病院での診断は回帰性リウマチ。3週間入院し薬物治療を行いましたが、副作用が強く現れ、症状も改善しませんでした。





痛みがあるときとないときの差があり、痛みがひどいときは、歩くことができません。 入浴や着替えを1人で行うのは難しく、介助が必要な状態です。

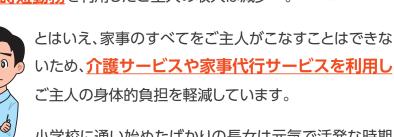
CHAPTER 2

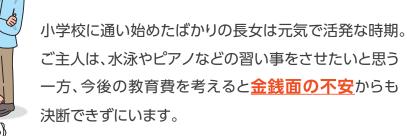
そして、働けない状態に…

調子の悪い日は<u>ベッドから起き上がるの</u> にも激しい痛みが伴うCさん。とても 家事ができる状態ではありません。

家の中の移動も危ないため、極力ご主人が付き添うようにしています。









をチェック!



支 出

生活費

●生活費(出典①)

月額約 24.5万円

教育費

教育費(出典€)(お子さまが大学卒業まで)

総額約 1385万円 (下宿代含む)

介護サービス費

月額約 1.0万円

- ●訪問介護サービス費
- ●訪問入浴介護サービス費

諸経費

月額約 5.5万円

- ●リハビリ費
- ●診察·治療費
- ●诵院交诵費
- ●介護·衛生用品代

家事代行費

月額約 8.1万円

●週3回・1回につき2時間

毎日の食事の準備や掃除・洗濯 を委託。土・日はご家族が家事を 行います。

働けなくなったことで毎月 約**15**万円の支出が上乗せされます。



元気に家事 をこなす



入院



障害年金 2級に認定

土・日に家事を行わなければならない など、ご家族の負担も増します。



収

元気なときの収入

●夫の給与(手取り)(出典4)

月額約 33.0万円

夫は短時間勤務制度を利用

●夫の給与

月額約 24_0万円

〈「元気なときの収入」の6/8と仮定〉

介護のための 短時間勤務制度とは?

家族の介護のため、労働時間の 短縮等をすることができる制度 のこと。

ことはできません。

介護サービスを利用して

いるとはいえ、ご主人は

今までのようには働く

障害年金(2級に認定)

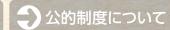
月額約 8.8万円

(年額 約 105.1万円)

専業主婦のため、【障害基礎年金】 のみ受け取れます。 (P.14参照

お住まいの地域によっ ては「障害者総合支援 法川に基づき市区町村 が運営する障害福祉 サービスを受けられる 場合があります。

ニ)スミセイの**1UP † SP †**

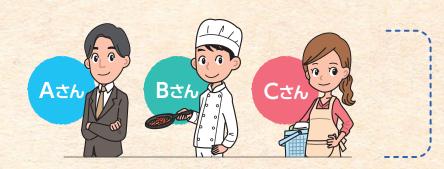


一 働けない状態とは?

動けなくなったら困ること

→ 具体事例について

年齢も職業もバラバラの3人に共通して起こったこと。



それは、「働けなくなった」ことで 一家全体に生じた経済的不安です。



実は、「保険」で準備できます。

短期から長期にわたるまで、

「働けない状態」による収入減を切れ目なくカバー!

1UP†SP†

短期の就労不能・介護保障

長期の就労不能・介護保障

収入パスポート特約

入院による収入減をカバー!

継続した14日以上の入院をしたとき継続入院 給付金をお支払いします。3か月経過後に14日 以上継続して入院したとき、再度お支払いします。

通算 20回分

生活障害保障充実特約(23)

初期の要介護状態による収入減をカバー!

当社所定の要介護状態に該当し、その状態が 30日継続するごとに150日目まで就労不能・ 介護保障充実給付金をお支払いします。

最高5回分 (通算10回分)

※右記「就労不能·介護年金」のお支払理由

123に該当したときは5回分 を一時金でお支払いします。

生活障害収入保障特約(23) 長期にわたる収入減をカバー!

以下の状態にあてはまった場合、就労不能・介護年金をお支払いします。

公的制度と連動した給付

- ●公的年金制度の障害年金1・2級に認定されたとき
- 2公的介護保険制度の要介護2以上に認定されたとき

公的制度については P.13~16 をチェック!

当社独自基準による給付

- 3当社所定の就労不能状態に該当したとき
- 4当社所定の要介護状態が180円以上継続したとき

当社独自基準については

以下の状態にあてはまった場合、特定障害給付金(一時金)をお支払いします。

就労不能・介護年金の基本年金額×3年分(1回のみ)

精神障害を原因として公的年金制度の障害年金1・2級に認定されたとき、

P.22をチェック

■死亡保険金はありません。■当社所定の就労不能・要介護状態には精神障害状態は含みません。

【収入パスポート特約】

■高度障害保険金はありません。■14日入院された場合でも、その途中で入院していない日がある場合はお支払いの対象外となります。■2回目以降の継続入院給付金は、 直前の継続入院給付金のお支払理由に該当した入院の初日から3か月経過後に継続した14日以上の入院をしたときお支払いします。

【生活障害保障充実特約(23)・生活障害収入保障特約(23)】

■精神障害を原因として公的年金制度の障害年金1・2級に認定されたときは、就労不能・介護保障充実給付金、就労不能・介護年金をお支払いできません。

【生活障害収入保障特約(23)】

■契約年齢(契約日における被保険者の年齢)が14歳以下の場合、精神障害を原因としてお支払いする特定障害給付金はありません。

■ 動けなくなったら困ること

■ 具体事例について

△ ここセイの**1UP↑SP↑**





「公的制度」について知る[1]

傷病手当金

「傷病手当金」とは?

病気やケガのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に健康保険から 受け取ることができます。 ※国民健康保険にご加入の方は対象外です。



支給される条件は?

- 業務外の事由による病気やケガの療養のための 休業であること
- 2 仕事に就くことができないこと
- 3 連続する3日間を含み4日以上仕事に就けなかったこと
- 4 休業した期間について給与の支払いがないこと

受け取ることができる金額は?

■1日あたりの金額は

支給開始日以前12か月間の 各標準報酬月額を平均した額

 $\div 30 \times \frac{2}{3}$

※支給開始日とは一番最初に傷病手当金が支給された日

現在収入の約 2 3

▋ 受け取ることができる期間は?

病気やケガで休んだ期間のうち、最初の3日を除き(これを「待機」といいます。)4日目から受け取ることができます。

受給期間は通算1年6か月です。



障害年金

「障害年金」とは?

●公的年金には3種類あります。

死亡したとき 遺された ご家族を支える

遺族年金

定年後の収入減を カバーし、 ご家族を支える

老齢年金

ケガや 病気のときの 収入減をカバーする

障害年金

「働けなくなったとき」を 支えるのが<mark>障害年金</mark>です。 ケガや病気で所定の状態 に該当したとき受け取る ことができる年金です。



「2階建て」の年金です。

国民年金から**障害基礎年金**、厚生年金から**障害厚生年金**を受け取ることができます。

2 厚生年金

障害厚生年金

1 国民年金

障害基礎年金

自営業者·学生· 専業主婦 等

会社員·公務員等

【 等級ごとの障害状態の目安 】

例えば「耳の障害」の場合

●障害の程度に応じて1級から3級の等級に区分されます。

1級

他人の介助がなければ身の回りのことができない程度。

両耳の聴力レベルが 100デシベル以上のもの

2級

必ずしも他人の手助けを必要とするわけ

→ ではないが、日常生活は極めて困難。

働くことが困難な程度。

両耳の聴力レベルが 90デシベル以上のもの

3級

日常生活の身の回りのことは自力でできるが、労働に著しい制限を受ける程度。

両耳の聴力が、 40センチメートル以上では 通常の話声を解することが できない程度に減じたもの

▋ 受け取ることができる金額は?

等 級	障害基礎年金 年金額	障害厚生年金 年金額
1級	816,000円 ×1.25 ・ 子の加算	報酬比例部分の 年金額*×1.25 配偶者の
2級	816,000円	報酬比例部分の 加算 年金額*
3級	支給なし 報酬比例部分の年金額* (最低保障額 612,000円)	

*報酬比例部分の年金額は「ねんきん定期便」で確認できます。

[2級に認定された場合の受取額(月あたり)]

	会社員・公務員世帯	自営業世帯・専業主婦
	■ 障害基礎年金 + ■ 障害厚生年金	■障害基礎年金
子2人の場合	約17.6万円	約10.7万円
子1人の場合	約15.7万円	約8.8万円
夫婦のみの場合	約13.7万円	6.8万円
独身の場合	約11.8万円	6.8万円

※平均標準報酬額36.2万円・本人、配偶者30歳・22歳厚生年金加入・子は18歳未満と仮定

→ 具体事例について

\$\tag{1UP}\$\$

ZETAN 1UP \$\text{SP}\$



→ 働けない状態とは?

「公的制度」について知る[3]

公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは?

市区町村が運営する社会保障制度です。40歳以上の人が加入し、条件があえば介護サービスを 受けることができます。



介護サービスを受けられる条件は年齢によって異なります。

		39歳まで [加入対象外]	40~64歳 [第2号被保険者]	65歳~ [第1号被保険者]
介護が必要に	16種類の特定疾病* ¹	サービスを受けることが できません* ²	16種類の特定疾病のみサービスを 受けることができます	原因を問わずサービスを
なった原因	上記以外の疾病・ あらゆるケガ		サービスを受けることが できません* ²	受け <mark>ることができ</mark> ます

16種類の特定疾病

●がん*3

- ●関節リウマチ
- ●パーキンソン病関連疾患
- ●筋萎縮性側索硬化症(ALS)
- ●後縦靱帯骨化症
- ●脊柱管狭窄症
- ●骨折を伴う骨粗鬆症 ●早老症

- ●多系統萎縮症 ●慢性閉塞性肺疾患 ●両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症

→ ★3 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。

- ●脳血管疾患
- ●閉塞性動脈硬化症

*2 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを受けられることがあります。 ? P.16参照

●初老期における認知症

【 身体状態に応じて7段階の「要介護度」に分けられ、支給限度額が定められています 】

要介護	要介護度 身体状態の目安			支給限度額(月額)
1 1		社会的支援を必要とする状態	排泄・入浴などはほとんどひとりでできるが、身の回りの世話の一部に手助けが必要。	50,320円
要支援 2 1 2 要介護 3		部分的な介護を必要とする状態	排泄・入浴などはほとんどひとりでできるが、ときどき介助が必要。歩行が不安定。	105,310円
		部分的な月霞を必安と9る仏態		167,650円
		軽度の介護を必要とする状態	自力では歩行が困難。排泄・入浴に一部介助または全介助が必要。	197,050円
		中等度の介護を必要とする状態	自力では歩行ができない。排泄・入浴に全介助が必要。	270,480円
4	4	重度の介護を必要とする状態	食事に一部介助が必要。排泄・入浴・衣服の着脱に全介助が必要。	309,380円
	5	最重度の介護を必要とする状態	日常生活全般にわたり、全介助が必要。	362,170円

費用負担のしくみ

要介護度に応じて1か月あたりのサービス支給限度額が設けられており、限度額の範囲内でサービスを利用する際は 1割*4が自己負担ですが、上限を超えてサービスを利用した場合は全額自己負担となります。

*4 第1号被保険者については、所得金額等によって自己負担割合が2割または3割となる場合があります。

■自己負担額のイメージ

----- かかった介護サービス費用

支給限度額の 1 割

公的介護保険制度から給付

支給限度額を 超えた額

【自己負担総額】

同じ月に利用した公的介護保険制度の利用者負担が一定額を超えた場合には「高額介護サービス費」が支給されます。

[利用者負担の上限(1か月)]-

[利用有負担の工限(17.77)]			
	対象となる方	自己負担限度額(月額)	
	課税所得690万円以上(年収1160万円以上)	140,100円(世帯)	
現役並み 所得者が	課税所得380万円~690万円未満 (年収約770万円~約1160万円未満)	93,000円(世帯)	
いる世帯	課税所得145万円~380万円未満 (年収約383万円~約770万円未満)	44,400円(世帯)	
世帯のどれ	なたかが市町村民税を課税されている	44,400円(世帯)	
世帯の全	員が市町村民税を課税されていない	24,600円(世帯)	
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額 の合計が80万円以下 等		24,600円(世帯) 15,000円(個人)	
生活保護	を受給している等	15,000円(個人)	

公的介護保険制度の支給対象にならなくても 障害福祉サービスを受けられる場合があります。



お住まいの地域によっては「障害者総合支援法」に基づき市区町村が運営する障害福祉サービスを受けられる場合があります。対象となった方は「福祉サービス」等を原則1割負担で受けることができ、世帯の所得状況に応じ、以下のとおり利用者負担に上限が設けられています。

区分	世帯の所得等の状況	負担上限月額
一般 2	下記以外	37,200円
一般 1	市町村民税課税世帯(所得割16万円*5未満)	9,300⊞
低所得	市町村民税非課税世帯*6	0円
生活保護	生活保護受給世帯	0円

- *5 収入が概ね670万円以下の世帯が対象となります。
- *6 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの詳細については、市区町村にお問い合わせください。

要介護認定までの流れ

申請認定の調査・判定

認定・通知 ケアプランの作成

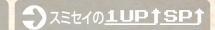
サービスを利用

訪問員による自宅訪問・主治医の意見に基づき判定。 コンピューターによる1次判定、専門家による2次 判定の結果を総合し要介護度が決定されます。 ケアマネージャー等に相談して、本人の状態 や希望に応じたケアプラン(どのようなサービスを受けるかの計画書)を作成します。



動けなくなったら困ること

→ 具体事例について





当社所定の「就労不能状態」とは?

- 公的年金制度の障害年金1・2級相当ですが、同制度の障害年金認定基準とは異なるものです。 - 詳細は約款に定められておりますので、必ずご確認ください。 眼、耳の障害

平衡機能の障害

そしゃく・嚥下、言語の障害

当社所定の就労不能状態

ひとことで「働けない状態」といってもその原因となる障害はさまざまで、いつ誰の身に起こってもおかしくないことです。



眼の障害



両眼の視力 または視野に 著しい障害がある

回復の見込みがない

- ■眼鏡、コンタクトレンズ等を装着した矯正視力で両眼の視力の和が0.08以下
- ■両眼の視野が5度以内
- ■両眼の視野がそれぞれ I /4の視標で中心10度以内におさまり、 かつ、I /2の視標で中心10度以内の8方向の残存視野の角度 の合計が56度以下

「両眼の視野が5度以内」とは直径5cm長さ60cmの筒を眼に当て て見える範囲程度の状態

例えば

- ●網膜色素変性症により、眼の前に出された指の数がかろうじて分かる程度にまで視力が低下。
- ●緑内障により視野が狭まり、1人での外出は困難。

耳の障害



両耳の聴力に 著しい障害がある

回復の見込みがない

- 両耳の聴力レベルが90デシベル*1以上
- ■両耳の聴力レベルが80デシベル以上、かつ最良語音明瞭度*2 が30%以下
- *1 人間の声だと「怒鳴り声」に相当するくらいの音量。
- *2 聞こえ方のこと。言葉を1音ずつ聞き取り、どれだけ聞き取れたかを%で表したもの。

例えば

●感音性難聴により、補聴器 を付けていても他人の会話 が聞き取れない。

平衡機能の障害



平衡機能*1に 著しい障害がある

回復の見込みがない

脳または耳の器質的異常*2により、他人からも認識できる程度の 平衡機能障害があり、眼をあけている状態で立っていることがで きない、または転倒したりよろめいたりせずにまっすぐに10メー トル以上歩くことができない。

- *1 体のバランスを保つ機能のこと。
- *2 身体の器官に生じる物理的な異常のこと。

例えば

●メニエール病によるめまい で自力で立っていることが できず、杖を使用して歩い ても激しくよろめいてしま う。

そしゃく・嚥下機能の障害



そしゃく*1·嚥下*2機能 に著しい障害がある

回復の見込みがない

- **|流動食以外のものが摂取できない。**
- 口から食物を摂取することができない。
- 口から食物を摂取することが極めて困難である。
- *1 食物をかみ砕くこと。
- *2 食物を飲み下すこと。

例えば

◎頭部の外傷による麻痺に より、食べ物を飲み込む ことができない。栄養摂取 は直接胃にチューブをつな いで行っている。

言語機能の障害

喉頭全摘出手術を受けた



言語機能に 著しい障害がある

回復の見込みがない

- し ぱつおん こうがいおん 語音構成機能*1障害で口唇音・歯舌音・口蓋音・こう頭音*2 の4種のうち、3種以上の発音ができない。
- 脳の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎诵ができない。
- 声帯全部を摘出し、発音ができない。
- 語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害の ため、身振り、字に書く等の補助動作がなくては音声言語に よる意思の疎通ができない。
- *1 音をつなげて言葉にする機能のこと。

*2 「 • □ 唇音: バ・パ・マ 等 •□蓋音:ア・カ等

• 歯 舌 音: シ・シュ 等 •こう頭音: コ等 摘出。声を出すことができ なくなる。

> ●くも膜下出血の後遺症で 失語症になり、ほとんど しゃべることができない。

◎咽頭がんの治療で声帯を

例えば

動けなくなったら困ること ★
Name of the property o ● 具体事例について

★ 公的制度について



当社所定の「就労不能状態」とは?

疾患による障害

2

呼吸器疾患、心疾患、肝疾患、 血液·造血器疾患等

当社所定の就労不能状態

以下の疾患による所定の状態



心臓の疾患

- ■心臓移植を受けた。
- 人工心臓を装着した。
- ■重度の心疾患に適用となるペースメーカー(CRT、CRT-D*)を装着した。
- *通常の、心拍数を整えるペースメーカーとは異なり、心臓のポンプ機能を 改善する目的の特殊な心臓ペースメーカーのこと。

例えば

●重症心不全のため、人工 心臓を装着する手術を受けた。



腎臓の疾患

- ■永続的な人工透析療法*を受けている。
- ■腎移植を受けた。

例えば

●糖尿病性腎症のため、週 3回、1回5時間の人工透析 療法を欠かすことができ ない。





人工肛門の造設等

人工肛門を永久的に造設し、かつ、以下のいずれかにあてはまる。

- ■人工ぼうこうを永久的に造設または尿路変更術を受けた。
- ■完全排尿障害(カテーテル*1留置または自己導尿*2 が常に必要)状態である。
- *1 ぼうこうに溜まった尿を体外に排出するための管のこと。
- *2 自らカテーテルで尿を体外に排出すること。

例えば

●直腸がんのため、人工肛門を永久的に造設する手術を受け、術後、排尿障害が起きたため、カテーテルを留置した。



がんで長期間入院

がんの治療を目的とした入院が継続して180日以上ある。

例えば

●悪性脳腫瘍のため、200日間、継続して入院した。

以下の疾患により日常生活が著しい制限を受ける状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業ができない状態)



呼吸器の疾患

回復の見込みがない

呼吸器の病気で24時間の酸素療法*が必要かつ施行している。

*高い濃度の酸素を機械を使って体内に送り込む治療。

例えば

●肺気腫のため、家事程度の 動きでも呼吸困難を起こ すようになり、常に酸素療 法が必要。



心臓の疾患

回復の見込みがない

心臓に恒久的ペースメーカー*1または人工弁*2を装着している。

- *1 心拍を常に監視し、心拍数を整える装置。
- *2 心臓の血液の流れの逆流を防ぐ役割をしている弁の機能が低下したときに取り付ける人工の弁のこと。

例えば

●弁膜症のため、心臓に人工 弁を取り付ける手術を受けた。軽い運動もできず、 働くことは困難。



肝臓の疾患

回復の見込みがない

腹水*1または肝性脳症*2の症状がある状態

- *1 肝臓の機能低下により、血液中の水分が血管の外に漏れ出て腹腔内に 溜まること。
- *2 肝臓の機能低下が引き起こす意識障害のこと。

例えば

●肝硬変になり、黄疸や腹水の症状。肝性脳症により意識障害を起こすようになり身の回りのことも自分ではできない。



血液・造血器の 疾患

回復の見込みがない

再生不良性貧血等の難治性貧血*1に分類される疾患または血友病等の出血傾向*2を伴う疾患または白血病等の血液のがんで血液数値が異常値を示している状態。

- *1 造血幹細胞(骨髄にある白血球・リンパ球等を生み出す細胞)が傷ついて起こる病気。
- *2 何らかの原因により止血機能が破壊されて起こる病気。

例えば

●慢性骨髄性白血病で著しい免疫力の低下がみられ、 しばしば感染症にかかる。 疲労感が強く働くことは 困難。

中枢神経系*・精神または胸腹部臓器に著しい障害があり、生涯にわたり常に

介護が必要

回復の見込みがない

*脳・脊髄のこと。



働けなくなったら困ること

→ 具体事例について







当社所定の「就労不能状態」とは?

手・腕の障害



手指を 失ったもの

- ■両手の親指を失い、かつ、両手の ひとさし指または中指を失った。
- ■片手のすべての指を失った。

解説

【指を失った状態とは】

◎親指は上から1つ目の関節、親指以外は トから2つ目の関節以上を失った状態



手・手指に著しい 障害がある

回復の見込みがない

■片手をほとんど動かすことができ ない。

■両手を自由に動かすことができ

■片手および片足を自由に動かす

■片手のすべての指をほとんど動か

両手の親指に加え両手のひとさし 指または中指をほとんど動かす

ない。

ことができない。

すことができない。

ことができない。

解説

•関節がこわばって動きが著しく 制限される、またはまったく 動かすことができない

かに該当する状態

◎肩関節・ひじ関節・手関節のうち

の2つの関節が以下のいずれ

•筋力が著しく低下または消失し ている



◎肩関節・ひじ関節・手関節のうち の1つの関節の動きが制限され る状態かつ、筋力が半減してい

る状態

解説

指をほとんど動かすことが できない状態とは

解説

- ◎末節の半分を失った状態
- ◎指の関節の動きが著しく制限 される状態





21

足の障害

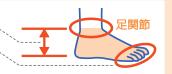


足・足指を 失ったもの

- ■両足のすべての指を失った。
- ■片足を足関節以上で失った。

解説

- ◎片足のこの部分を失った状態
- ◎両足のこの部分を失った状態



足に著しい 障害がある

回復の見込みがない

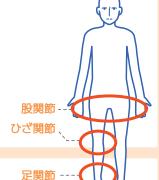
■片足をほとんど動かすことができない。

■両足を自由に動かすことができない。

■片手および片足を自由に動かす

ことができない。

- ●股関節・ひざ関節・足関節のうちの2つの関節が以下のいずれかに該当する状態
- •関節がこわばって動きが著しく 制限される、またはまったく 動かすことができない
- •筋力が著しく低下または消失している
- ●片足がもう一方の足の4分の1 以上短縮している状態



解説

解説

●股関節・ひざ関節・足関節のうちの 1つの関節の動きが制限される 状態かつ、筋力が半減している状態

当社所定の「精神障害状態」とは?

精神の障害



所定の精神障害の治療を目的として 継続して180日以上入院

- ■器質性認知症を除く器質性精神障害
- ■気分[感情]障害
- ■統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害
- てんかん

等

例えば

●統合失調症で誰かに監視されているという妄想から異常行動を起こすようになり、働くことが困難に。180日間、継続して入院した。

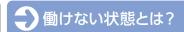
障害年金認定基準とは異なります。詳細は約款に定められていますので、必ずご確認ください。

動けなくなったら困ること

→ 具体事例について

シスミセイの**1UP † SP** †





当社所定の「要介護状態」とは?

公的介護保険制度の要介護2以上に相当しますが、同制度の要介護認定基準とは異なるものです。 詳細は約款に定められておりますので、必ずご確認ください。

当社所定の要介護状態

次のいずれかに該当したとき

(a)

表1の一の項目が全介助に該当する状態

[b]

「表1のイが一部介助、もしくは口が一部介助 または全介助 に該当し」かつ「表2のイ~ホについて、次のいずれかに該当する状態」

- (1)3項目以上が表2の一部介助に該当する
- (2) 2項目以上が表2の 全介助 または 一部介助 に該当し、その うち1項目以上が表2の 全介助 に該当する

[c]

器質性認知症に該当し、意識障害のない状態において見当識障害がある状態*

*脳に障害をきたし、意識がはっきりしている ときでも時間・場所・人物の認識ができなく なった状態をいいます。

表 1

表 I			
項目	全介助	一部介助	
┨歩 行	●杖、義手、義足、歩行器等の補助用具、装具を用いても、歩行が自分ではできない状態 [車いすがなければ歩けない]	●杖、義手、義足、歩行器等の補助用具、装具を用いたり、壁や手すりで手を支えたりしなければ、歩行が自分ではできない状態	
■ 寝返り	●ベッド柵、ひも、バー、サイドレールにつかまって も、左右ともに寝返りが自分ではできない状態	●ベッド柵、ひも、バー、サイドレールにつかまらなければ、左右ともに寝返りが自分ではできない状態	

表 2

項目	全介助	一部介助
✓ 衣服の着脱	 ボタンやファスナーのない衣服を用いる等、着やすい衣服を選定しても、次のいずれかに該当する状態 (i) 上衣の着脱の行為のすべてが自分ではできない (ii) ズボン・パンツ等の着脱の行為のすべてが自分ではできない 	●次のいずれかに該当する状態 (i) 上衣の着脱の際に、手を回せないために介護者が常に上 衣を持っている、麻痺側の腕のみ着せる等の部分的な介 助が必要 (ii) ズボン・パンツ等の着脱の際に、最後に上まで上げる、シャ ツをズボン・パンツ等に入れ直す等の部分的な介助が必要 (iii) ボタンやファスナーのある衣服の着脱の際に、ボタンの かけはずしを行う、ファスナーを開閉する等の部分的な 介助が必要
□入浴	●次のいずれかに該当する状態 (i) 介護者に抱えられ、またはリフト等の機器を用いなければ、一般家庭浴槽の出入りが自分ではできない (ii) 洗身の行為のすべてが自分ではできない	 ○次のいずれかに該当する状態 (i) 一般家庭浴槽の出入りの際に、介護者が支える、手を貸す等の部分的な介助が必要 (ii) 洗身の際に、介護者がスポンジや手ぬぐい等に石鹸等を付ける、身体の一部を洗う等の部分的な介助が必要
八食事の摂取	○次のいずれかに該当する状態(i) 食器等や食物を工夫しても、食物を□元まで運ぶ動作が自分ではできない(ii) 経管栄養や中心静脈栄養を受けている	●食器等や食物を工夫しても、食事の一連の動作の際 に、部分的な介助が必要な状態
二 排 泄	●次のいずれかに該当する状態 (i)トイレまでの移動やポータブルトイレへの移乗の際に、介護者が手を添える、体を支える等の介助が必要 (ii)排泄動作の際に介助が必要 (iii)排泄後の拭き取り始末の際に介助が必要 (iv)排泄コントロール機能を失っているために、おむつの使用が必要	
木 清潔·整容	 次のいずれかに該当する状態 (i) □腔清潔(歯磨き等)の行為のすべてが自分ではできない (ii) 洗顔の行為のすべてが自分ではできない (iii) 整髪の行為のすべてが自分ではできない (iv) つめ切りの行為のすべてが自分ではできない 	●次のいずれかに該当する状態 (i) □腔清潔(歯磨き等)の際に、部分的な介助が必要 (ii) 洗顔の際に、部分的な介助が必要 (iii) 整髪の際に、部分的な介助が必要 (iv) つめ切りの際に、部分的な介助が必要

1UP † SP † は上記 「当社所定の要介護状態」が180日以上継続したときお支払対象となります。

回復の見込みは問いません。











【事例1・2・3】費用の内訳

費用の内訳・金額は当社調べの一例をもとに仮定したものです。 実際にかかる費用はケースにより異なります。

事例1 | Aさん



介護サービス費

月額 約 1.0万円

介護サービス費・ 補助具レンタル費等

月1.0万円

※公的介護保険制度に基づくサービス を老庸

諸経費

月額約9.0万円

[内訳]

リハビリ費(脳血管疾患等リハビリテーション料)

2.205円×週2回×4週間=月1.7万円

■通院交通費 --- 2.500円×週2回×4週間=月2.0万円

■介護・衛生用品代(寝具・清拭用品・おむつ等) 月2.5万円

付添費(病院付添・同行等)

4.500円×週1回×4週間=月1.8万円

住宅改修費

総額約250万円

[内訳]

玄関のバリアフリー化 50万円

■浴室のリフォーム 100万円

■滑り止め床への張替え(2部屋) 100万円



事例2 | Bさん

介護サービス費

月額約1.0万円

■介護サービス費・ 補助具レンタル費等 月1.0万円

※障害者総合支援法に基づくサービス を考慮(区分[一般1]に該当)

諸経費

月額 約2.9万円

[内訳]

リハビリ費(運動器リハビリテーション料)

1.665円×週3回×4週間=月1.9万円

家事代行費

月額 約 8.1万円

[内訳]

週に3回の家事代行費

3,400円×1回2時間×週3回× 4週間 = 月8.1万円

事例3 Cさん



介護サービス費

月額約1.0万円

訪問介護• 訪問入浴介護サービス費 等 月1.0万円

※障害者総合支援法に基づくサービス を考慮(区分[一般1]に該当)

諸経費

月額 約5.5万円

[内訳]

リハビリ費(難病患者リハビリテーション料)

1,920円×週2回×4週間=月1.5万円

■通院交通費 --- 2,500円×週2回×4週間=月2.0万円

家事代行費

月額 約 8.1万円

[内訳]

■週に3回の家事代行費

3.400円×1回2時間×週3回× 4週間 = 月8.1万円

- ●訪問介護サービス、訪問入浴介護サービスの単価は2024年10月現在の介護報酬の算定構造に基づき算出したものです。 地域(都市部・離島など)および時間帯(早朝・深夜)によっては別途割増加算があります。
- ●リハビリ費の単価は2024年10月現在の医科診療報酬の算定構造に基づき算出したものです。

[出典] 以下に基づき当社にて作成(♥~9は計算の前提条件)

- (①) 総務省統計局 2023年 「家計調査」。教育費·住居費·教養娯楽費は含んでいません。
- (2)独立行政法人 住宅金融支援機構 2022年度 「フラット35利用者調査」 (土地付注文住宅融資利用者と仮定)
- (3) 文部科学省 令和3年度 「子供の学習費調査」

令和5年度「私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額(定員1人当たり)の調査結果について」 令和5年度「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令

株式会社日本政策金融公庫 令和3年度 「教育費負担の実態調査結果」

- Aさん: 長男・長女ともすべて国公立で試算。
- Cさん: 長女は公立小学校・公立中学校・公立高校・私立文系大学で試算。
- (4)厚生労働省令和5年「賃金構造基本統計調査」
- (5)総務省統計局 平成30年「住宅・土地統計調査」
- (6) 国税庁 令和4年「税務統計」
- (夕) 障害基礎年金・障害厚生年金・配偶者の加給年金・子の加算の合計。22歳で厚生年金に加入、平均標準報酬月額を約37.4万円、平均標準報酬額を約46.7万円と仮定。
- (8) 障害基礎年金の金額。20歳で国民年金に加入したものと仮定。
- (9)障害基礎年金・子の加算の合計。20歳で国民年金に加入したものと仮定。
 - ■公的年金制度の内容は2024年10月時点、年金額は2024年度価格です。
 - ■公的医療保険制度・公的介護保険制度・障害者総合支援法に関する内容については、2024年10月現在のものです。
 - ■今後、制度等の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。
 - ■健康保険は全国健康保険協会の健康保険、国民健康保険は市区町村が運営する国民健康保険を指しています。
 - ■ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」「申込内容控(兼解約返戻金額表)」を必ずご覧ください。



住友生命は、1UP TSP Tを通じて 「未来に向かって強く生きる」お客さまをサポートします。

1UP † SP † にご加入いただくと、健康・医療・介護に関する各種サービスをご利用いただけます。

健康に関するご相談を、電話またはチャットで承ります。



利用対象

ご契約者さま・被保険者さま、 およびそのご家族

- **経験豊富な医師や看護師などの相談スタッフ** が健康相談に応じます。
- **2**全国の医療機関の中から、病状や症状にあわ せて適切な医療機関をご案内します。
- る
 女性にやさしい「女性サポートダイヤル |も設置。 女性ならではのお悩みに、女性の看護師・保健 師*1などが対応します。
- *1 医師、心理カウンセラーなどの専門職およびオペ レータースタッフは男性がご対応する場合があ ります。

病気や健康の悩みに合わせた選択肢をご提案します。

② ディカルナビゲーション

利用対象|被保険者さま

- **1** より良い医療を選択するために、豊富な知識・ 経験を有する医師(総合相談医*2)へのセカン ドオピニオンを手配します。
- ②安心して治療を託せる医師を探している方等に 対して、ドクターたちにより推薦・選者された 専門医をご案内します。
- 治療の手配(受診手配サービス)をします。
- *2 主治医からの紹介状をもとに、医療機関でセカ ンドオピニオンを提供する医師です。

障害年金の申請全般を専門家がサポートします。

障害年金サポートサービス

利用対象

ご契約者さま・被保険者さま、 およびそのご家族

- 承ります。
- 社会保険労務士を優待割引でご紹介します。

電話での簡単な対話で記憶力の状態を定期チェックできます。

あたまの健康チェック®

利用対象|被保険者さま

- **1** あたまの健康状態を0~100の指数で分かり やすくチェックできます。(年1回の定期受検 を推奨)
- **○**健康な頃からの定期的なチェックを通じて、 あたまの健康維持・増進活動のきっかけにし ていただけます。

介護・認知症に関する相談を電話で承ります。

ウェルエイジング サポート あすのえがお

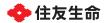
利用対象

ご契約者さま・被保険者さま、 およびそのご家族

- が電話相談を承り、ご要望に応じてサービス をご紹介いたします。
- **○** 各分野の専門企業がサービスをご提供いたし ます。

■「スミセイ健康相談ダイヤル」「スミセイメディカルナビゲーション」「スミセイ障害年 金サポートサービス」「あたまの健康チェック®」は業務委託先であるティーペック株式 会社がご提供します。ご利用にはスミセイダイレクトサービスのご利用登録が必要で す。なお、「認知症PLUS特約(認知症保障特約)」「スミセイの認知症保険」にご加入中 の被保険者さまは、スミセイダイレクトサービスのご利用登録がない場合でも「あた まの健康チェック®」をご利用いただけます。■「ウェルエイジングサポートあすのえが お」は業務委託先である株式会社ドリームキャッチャーおよび当社提携先の各企業が ご提供します。当社の個人保険(財形保険を除く)にご加入中であればご利用いただ けます。■本サービスは2024年10月現在のものであり、将来予告なく変更もしくは 中止する場合があります。■本サービスは当社スマートフォンアプリ「スミセイ・デジ タルコンシェルジュ
または専用フリーダイヤルからご利用いただけます。詳しくは 当社ホームページをご覧いただくか、または営業職員にお問い合わせください。

あなたの未来を強くする



[住友生命保険相互会社] 本 社 〒540-8512 大阪市中央区城見 1-4-35 電話 (06)6937-1435 (大代表) 東京本社 〒104-8430 東京都中央区八重洲 2-2-1 電話 (03)3273-8000 (大代表)

〈ホームページ〉https://www.sumitomolife.co.jp

生命保険のお手続きやご契約に関するご照会 スミセイコールセンター 0120-307506 お届けしたのは

24.10改訂版

| ②営情-24-0055 | 100-727(24.9) | ③□